東証指数算出要領

（東証業種別株価指数・TOPIX-17 シリーズ編）

2020 年 6 月 30 日版

株式会社　東京証券取引所

2020 年 6 月 30 日発行

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

目次

変更履歴 3
はじめに 4
Ⅰ．株価指数概要 4
Ⅱ．指数の算出 5
1. 概要 5
2. 算出式 5
3. 採用価格 5
4. 指数用株式数 5
Ⅲ．基準時価総額の修正 6
1. 修正対象となる事項 6
2. 修正方法 9
Ⅳ．その他 11
1. 公表、基礎情報の提供 11
2. 利用許諾 11
3. 問い合わせ先 11

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

変更履歴

公表日	変更内容
2013/8/13	・新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に関する指数用株式数の取扱いを追加いたしました。
2014/3/25	・問い合わせ先等を修正しました。
2014/6/2	・算出対象の追加及び除外（株式移転等）に係る記載を修正いたしました。
2015/11/11	・政府保有株式数の取り扱い対象に日本郵政を追加いたしました。
2018/7/23	・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いを明確化いたしました。
2019/8/30	・算出対象の追加及び除外に係る記載を明確化いたしました。
2020/3/31	・株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/6/30	・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

はじめに

- 本資料では、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出・配信を行う、東証業種別株価指数、TOPIX-17 シリーズ（以下「業種別指数等」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、業種別指数等の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、業種別指数等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- 東証は業種別指数等の株価指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。

Ⅰ．株価指数概要

- 業種別指数等の算出対象は東証市場第一部に上場する内国普通株式とし、新株予約権証券、優先株式、出資証券等は算出対象外とする。ただし、各指数への追加・除外タイミングは上場制度上と一部異なる（Ⅲ章参照）。
- 東証業種別株価指数は、「証券コード協議会が定める 33 業種」に基づき、TOPIX の算出対象を各業種別に分類した指数である。
- TOPIX-17 シリーズは、「証券コード協議会が定める 33 業種」に基づき、TOPIX の算出対象を下表のとおり 17 業種に集約した株価指数である。

東証業種別指数（33 業種）	TOPIX-17 シリーズ
「水産・農林業」「食料品」	TOPIX-17 食品
「鉱業」「石油・石炭製品」	TOPIX-17 エネルギー資源
「建設業」「金属製品」「ガラス・土石製品」	TOPIX-17 建設・資材
「繊維製品」「パルプ・紙」「化学」	TOPIX-17 素材・化学
「医薬品」	TOPIX-17 医薬品
「ゴム製品」「輸送用機器」	TOPIX-17 自動車・輸送機
「鉄鋼」「非鉄金属」	TOPIX-17 鉄鋼・非鉄
「機械」	TOPIX-17 機械
「電気機器」「精密機器」	TOPIX-17 電機・精密
「その他製品」「情報・通信業」「サービス業」	TOPIX-17 情報通信・サービスその他
「電気・ガス業」	TOPIX-17 電力・ガス

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

「陸運業」「海運業」「空運業」「倉庫・運輸関連業」	TOPIX-17 運輸・物流
「卸売業」	TOPIX-17 商社・卸売
「小売業」	TOPIX-17 小売
「銀行業」	TOPIX-17 銀行
「証券、商品先物取引業」「保険業」「その他金融業」	TOPIX-17 金融（除く銀行）
「不動産業」	TOPIX-17 不動産

・各株価指数の基準日・基準値については、以下のとおり。

指数		基準日	基準値
東証業種別株価指数	化学、医薬品、卸売業、小売業、銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業	1992 年(平成 4 年)1 月 6 日	1,000
	以上の 8 業種を除く	1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日	100
TOPIX-17 シリーズ		2002 年(平成 14 年)12 月 30 日	100

Ⅱ． 指数の算出

1. 概要

業種別指数等は時価総額加重方式により算出される株価指数である。各指数値の単位はポイントで小数点以下第 2 位までとする。（小数点以下第 3 位四捨五入）

2. 算出式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

$$* \quad \text{算出時の指数用時価総額} = \sum (\text{各銘柄の指数用株式数} \times \text{採用価格})$$

3. 採用価格

・ 業種別指数等を算出する際の採用株価は、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

4. 指数用株式数

・ 指数用株式数は、指数用上場株式数に浮動株比率（FFW)を乗じたものである。

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

各銘柄の指数用株式数＝各銘柄の指数用上場株式数×各銘柄の浮動株比率（FFW)

- 指数用上場株式数は、基本的には上場株式数と等しいが、株式分割等のコーポレートアクションによっては株式数が異なることがある。例えば、株式分割の場合、上場株式数は効力発生後の変更上場日に変更し、指数用上場株式数は権利落日に変更しているため、一時的に一致しない。
- また、指数用上場株式数は、基本的には発行済株式数と等しいが、日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政については、未上場の政府保有株式が存在するため、発行済株式数は上場株式数と一致しない。
- 浮動株比率については、別紙に定める。

Ⅲ. 基準時価総額の修正

業種別指数等の算出において、算出対象銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額を修正する。

1. 修正対象となる事項

(1) 算出対象の追加及び除外

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">修正を要する事項</th><th>修正日</th><th>修正に使用する株価</th></tr>
<tr><td rowspan="4">追加</td><td rowspan="2">新規上場</td><td>市場第一部への新規上場（直接上場、他証券取引所経由）</td><td>新規上場日の翌月末(最終営業日)</td><td>修正日の前営業日の株価</td></tr>
<tr><td>業種別指数等の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX に追加される場合</td><td>新規上場日(注 2)</td><td>基準値段</td></tr>
<tr><td colspan="2">市場第一部への指定及び、マザーズ又はＪＡＳＤＡＱから市場第一部への上場市場変更</td><td>指定日（変更日）の翌月末(最終営業日) (注 3)</td><td>修正日の前営業日の株価</td></tr>
<tr><td colspan="2">業種変更</td><td>変更日</td><td>修正日の前営業日の株価</td></tr>
<tr><td rowspan="3">除外</td><td rowspan="2">上場廃止</td><td>業種別指数等の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX に追加される場合</td><td>当該新設会社等の新規上場日（通例、上場廃止日の 2 営業日後）</td><td>上場廃止日の前営業日の株価(注 4)</td></tr>
<tr><td>上記以外（合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等）</td><td>上場廃止日</td><td>修正日の前営業日の株価</td></tr>
<tr><td colspan="2">整理銘柄への指定</td><td>整理銘柄への指定日(注 5)の 4 営業日後</td><td>修正日の前営業日の株価</td></tr>
</table>

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
	市場第二部への指定替え、市場第一部からＪＡＳＤＡＱへの上場市場変更	指定替え日（変更日）	修正日の前営業日の株価
	業種変更	変更日	修正日の前営業日の株価

※：市場第一部に新規上場した銘柄について、新規上場日から起算する５営業日内のいずれかの日において、TOPIX に占める指数用時価総額の比率が１％以上となることが認められた場合には、当該銘柄の業種別指数等への組入れは、浮動株比率を調整して複数回に分けて行う。(2 回目以降の組入れは、前回実施日の翌々月末に行なう。)

※：市場第一部への新規上場銘柄（株式移転等を除く)、市場第一部指定銘柄、マザーズ又は JASDAQ から市場第一部への上場市場変更銘柄の TOPIX への追加日が、当該銘柄の「発行日決済取引の期間中」となる場合は、TOPIX への追加日を「発行日決済取引売買最終日の翌月末」に変更する。

（参考）2006 年１月４日以降を割当日(基準日)とする株式分割については発行日決済取引を行わない。なお、株主割当有償増資については、従来どおり、事例によって発行日決済取引を行うことがある。

※：基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の引け後（修正日の立会開始前）に行われる。以下同じ。

注１：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注２：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注３：当該銘柄は指定日又は変更日から構成銘柄数に数えられるが、テクニカルな対応として、「指定日の翌月末の前営業日」又は「変更日の翌月末の前営業日」までの間は浮動株比率（FFW)を 0.00 とし、指数用株式数を０株とすることで、実質的に業種別指数等の算出に反映される日を繰り下げることとする。

注４：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

注５：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

(2) 指数用株式数の変更

修正を要する事項	修　正　日	修正に使用する株価
浮動株比率（FFW)の変更	変更日	修正日の前営業日の株価
公募増資	変更(追加)上場日（払込期日の翌日）(注 1)	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資	変更(追加)上場日（払込期日の２営業日後）の５営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資	権利落ち日	１株当たり払込金
新株予約権の行使	行使された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換	転換された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末	修正日の前営業日の株価

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

修正を要する事項		修　正　日	修正に使用する株価
		(最終営業日)	
合併・株式交換	他の東証で算出する指数対象銘柄(注 2)を非存続会社とする場合（東証で算出する指数対象銘柄の算出対象同士の合併・株式交換）	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外	変更(追加)上場日（効力発生日）	修正日の前営業日の株価
政府保有株の売出し（日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政）		東証が定めた日(注 3)	修正日の前営業日の株価
新株予約権の無償割当てによる増資（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。）（注 4）		権利落日	１株当たり払込金
会社分割（吸収分割）		変更(追加)上場日（効力発生日）	修正日の前営業日の株価
その他の調整(注 5)		当該情報が「所報で公表された日」の当月末又は翌月末	修正日の前営業日の株価

※：株式分割、株式併合、株式無償割当（自己株式を割り当てる場合に限る）など、指数用株式数の増加（減少）に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

注１：変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。（以下同じ）

注２：東証で算出する指数対象銘柄のうち、内国普通株式を対象とする。

注３：受渡日を原則とする。

注 4：新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1 株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させる。割り当てられる新株予約権証券が上場しない場合は、新株予約権の行使として取り扱う。

注５：例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株主割当の際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」など。

(3) 元データ

・　基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。（浮動株比率の算定については別紙参照）

・　なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することは行わない。

2. 修正方法

(1) 配当を考慮しない指数（配当なし指数）

① 修正方法

・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\text{算式} = \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}}$$

$$= \frac{(\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}}$$

＊ 修正額＝指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

②修正例

・ 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の指数値は、

前日の指数値＝ 400 兆円÷20 兆円×100＝ 2,000.00 ポイント

となる。

・ 仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため 1 億株増加し、前日終値が 2,000 円だったとすれば、修正額は 1 億株×2,000 円＝2,000 億円となる。よって、新基準時価総額は、

新基準時価総額＝ 20 兆円×(400 兆円＋2,000 億円）÷400 兆円＝ 20.01 兆円

となる。

・ 次のとおり、今日の指数値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの 2000.00 ポイントとなる。（このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。）

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

(400 兆円＋2,000 億円)÷20.01 兆円＝ 2,000.00 ポイント

(2) 配当込み指数

・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整」の 2 回に分けて行う。

a. 予想配当金による修正

・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。

① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
② 当期の配当金額が確定していない（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。

・ 基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点が異なる。

$$\text{新基準時価総額} = \text{旧基準時価総額} \times \frac{(\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

＊ 各銘柄の配当落金額 ＝ 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
＊ 配当落金額の総額 ＝ 各銘柄の配当落金額の合計
＊ 修正額 ＝ 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

b. 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整

・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信又は剰余金の配当に関する開示（以下「決算短信等」という。）で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、決算短信等で配当金が公表される日（以下「公表日」という。）の月末営業日（ただし、公表日が月末営業日の前営業日又は月末営業日の場合においては、原則として翌月末営業日)に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.

$$新基準時価総額 = 旧基準時価総額 \times \frac{(前営業日の時価総額 - 配当微調整額総額 \pm 修正額)}{前営業日の時価総額}$$

＊　各銘柄の配当微調整額　＝　配当落日前営業日の指数用株式数
　　×（決算短信等で公表された配当金　－　予想配当金）

＊　配当微調整額総額　＝　各銘柄の配当微調整額の合計

＊　修正額　＝　指数用株式数の増加(減少)　×　修正に使用する株価

Ⅳ.　その他

1.　公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

・　業種別指数等の配当なし株価指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイム（15 秒間隔）で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。

・　また、業種別指数等の配当込み株価指数については終値のみを算出している。

(2) 指数基礎情報

・　業種別指数等に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額、算出対象の指数用株式数等）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2.　利用許諾

・　業種別指数等の算出、数値の公表、利用など業種別指数等に関する権利は東証が有している。このため、業種別指数等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など業種別指数等を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

3.　問い合わせ先

東京証券取引所 情報サービス部
指数グループ
E-mail：index@jpx.co.jp

以上

© 2007- Tokyo Stock Exchange, Inc.